

## 第10回環境省政策会議（議事要旨）

日時：平成22年 2月 12日（金） 午前8時15分～9時00分

場所：参議院本館第36控室

議題：

（1）地球温暖化対策基本法案について

（2）その他

<大谷政務官の司会により進行>

<小林審議官から議題（1）についての説明>

～以下、主な意見及び回答～

- 国の施策の全体像がよくわからない。審議会、研究会、会議があり、それぞれが戦略を取りまとめているなど、どのような関係性になっているのかよくわからない。法令についても経産省関係、文科省関係などがあり、それぞれどのような関係になっているのか。また、総合科学技術会議は地球温暖化に関連する技術開発の方向性を取りまとめて、文科省が研究機関向けの助成に動き出しており、環境省はこれにどのように関与しているのか。
- 各省との連携についても不明である。本来であれば、環境省が地球温暖化対策を引っ張っていくべき。そこが見えてこない。これから各省と詰めることになると思うが、環境省としてはこの点は引けないというところがあるはず。それをどう確立して、引っ張っていくのか、法案を通じて示すべき。
- マトリックスの形で、法律や審議会をまとめて出してもらえば、我々も状況を追っていくことができる。重要なのは、それらと党との関係がどのようになるかということである。政治主導と言いながら、党の意見がどのように反映されていくのかがわからない。党との関係を含めて整理して欲しい。

### 【田島環境副大臣から回答】

- ・施策の全体像について。地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策推進本部が京都議定書目標達成計画の点検や評価を行ってきた。また、環境省では、審議会で低炭素社会づくりについて審議をしてきた。現在は、25%削減のロードマップ検討会を設置し、検討を進めている。現政権では、閣僚委員会とその下に設置された副大臣級検討チームで検討を行っている。
- ・総合科学技術会議の話など、政府部内で分散しているように見えるが、それぞれの分野で深掘りをしているということ。地球温暖化対策推進本部に、各大臣を通じて上がってくる。個別にやっているのではなく、最後は地球温暖化対策推進本部に意見は集約されていく。法令の関係については、地球温暖化対策推進法が土台となっている。それ以外に温暖化対策のための法律、温暖化に関係する法律があるが、具体的には、エネルギー政策基本法、エネルギー供給構造高度化法、省エネ法、RPS法、新エネ法、バイオマス基本法などがある。温暖化対策を視野に入れている法律や温暖化対策に影響を与える法律について、1つに束ねるための基本法である。民主党が提出した地球温暖化対策基本法案をベースにしている。

- ・組織体制、関連法令等の全体像については、まとめてお示しする。政策会議の場でいただいた意見については、何もがんじがらめで手を付けさせないという訳ではないので、意見をもらって考えていきたい。また、幹事長室にも報告し、意見をもらっていく。

○25%の内訳はどうなるのか。英国はクレジットを買いだめしておいて、鴨である日本を待っているとの話も聞く。ロードマップの内容もいい加減なもの。

○25%の内訳を教えて欲しい。

○コペンハーゲンでは、強制力のある合意は無かった。その上で、我が国は、前提条件付きの中期目標を出しているところだが、今後の国際会議や国際的な動向との関係はどのようになるのか。

#### 【田島環境副大臣から回答】

- ・25%の内訳については、環境省としては、真水について3パターンで検証を行っている。今後、副大臣級検討チームで、議論を進めていく。来週15日の副大臣級検討チームでも議論する。今後、本格化するので、そのときにまた報告したい。

○成長戦略の中で、環境と経済の両立が日本経済のカギとされているところであるが、排出量取引、地球温暖化対策税、固定価格買取制度は、今後どのように経済に影響があるのか、関係省庁との連携はどうなっているのか、示して欲しい。

○3つの経済的な措置については、国民生活、日本経済への影響をトータルで見ると見るべきである。国民や経済に負担を求めるものになるのではないかと。既に現場はしらけている。

○再生可能エネルギーの目標は、供給から消費に着目することになった。今までの供給ベースはわかりやすかったが、消費ベースの20%には、何が含まれていて、どのように評価するのか。

○排出量取引については、バブルが起ってしまうのではないかと。チェックや監視のためのシステムが大事である。実情とデータが乖離する恐れがある。

○民主党法案にあった第3条第7項(経済とエネルギーとの整合)はどこに消えてしまったのか。

#### 【田島環境副大臣から回答】

- ・経済との両立については、経済成長戦略等の検討と並行して議論している。どちらが優先かというのは難しいが、連携しながら議論を重ねていきたい。
- ・再生可能エネルギーについて、太陽光、風力、バイオマス等の供給サイドのみならず、ヒートポンプなど需要サイドも頑張る必要があり、幅広い対策を進めることが必要。色々と御意見があると思うので、意見をいただきながら考えていきたい。
- ・排出量取引のバブルの懸念は理解できるところであり、その点もよく検討しながら制度設計し、また、しっかりチェックしながら運用していく必要があると考えている。そもそもバブルというほど活況を呈せず、市場としての体をなさないのではないかと懸念もある。
- ・民主党法案第3条第7項は、無視したわけではない。目的規定でもしっかりと書いている。また条文の段階で御報告したい。

○フロンについては、ものづくり分野に位置付けられているが、農業の場面でも臭化メチルが使用されており、オゾン層への影響が指摘されている。輸出入の際に使用される梱包材にもフロンが使用されている。ものづくり以外にも幅広く入れる必要がある。地域づくりにも関わっていると思うので、検討いただきたい。

**【田島環境副大臣から回答】**

- ・本法案は基本法であり、フロン法の細かい話はフロン対策の個別法で書くべきものと考えるが、また条文の段階で御意見を伺う。

○京都議定書の6%削減約束については、報告書があるのはわかるが、それをどのように基本法案につなげていくのか。どの施策がうまくいっていて、いっていないのか、新たな基本法案の制定に当たっては、どのような点に気を付けているのか明らかにして欲しい。

**【田島環境副大臣から回答】**

- ・京都議定書の6%削減約束についての状況は、08年度の排出量の速報値は、12億8,500万トンで、基準年比1.9%増加しているが、07年と比して6.2%減少している。08年度では、吸収量とクレジットの確保が順調に進んでいった場合、目標達成の目安に達することは間違いない。これは、景気の影響も大きく、今後景気が回復すれば排出量が増加することになるので、目標達成のために施策を着実に実施することが大事である。20年に25%、50年に80%という目標を考えれば、一層施策の強化が必要である。基本法案にも新たな施策を盛り込んでいきたい。

(以上)